

重要

高校授業料の無償化を受けるには、申請が必要です！



©2014 大阪府もずやん



こうとうがっこうしゅうがくしえんきん・しんせいど

高等学校等就学支援金・新制度について

- 高等学校等就学支援金・新制度は、高校生の授業料を無償とする制度です。返済の必要はありません。申請し、認定となった場合は、令和8年4月から令和9年3月までの授業料について無償となります。
- 高等学校等就学支援金・新制度の認定を受けるには、次の①～⑦のいずれかに該当する必要があります。

- ① 日本国籍を有する者 ② 特別永住者 ③ 永住者 ④ 日本人の配偶者等
- ⑤ 永住者の配偶者等 ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦ 家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※ 上記①～⑦に当てはまらない外国籍の生徒等についても、授業料の支援制度があります。詳しくは、本紙裏面をご確認ください。

- **令和8年度より、所得要件が撤廃されます。**これにより、高等学校等就学支援金・新制度に申請いただいた日本国籍・在留資格等を有するすべての生徒について、授業料が無償化となります。

申請手続きについて

- 申請は、お手持ちのスマートフォン・パソコン等をご利用いただいたオンラインでの申請となります。
※オンラインでの申請が難しい場合は、紙での申請も可能です。紙での申請を希望される場合は、お通いの学校事務室にお問い合わせください。
- オンライン申請は、「高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)」にログインして行います。学校より配付される「ログインID・パスワード通知書」に記載のID・パスワードでログインしてください。

📍 e-ShienログインURL <https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

- 申請手順は、大阪府HPに掲載している申請者向け利用マニュアルをご参照ください。

📍 大阪府HPのURL <https://www.pref.osaka.lg.jp/0180140/kyoishisetsu/furitukoukou/index.html>

e-Shienログイン▶



大阪府HP▶



⚠️ 申請をしないと無償化になりません。

下記期限までに申請しなかった場合、授業料をご負担いただきます。

申請期限：学校が指定する期日



就学支援金・新制度が対象外となる生徒への 支援制度について

○ 高等学校等就学支援金・新制度の対象外となった生徒については、次の支援制度に申請いただけます。

新入生

(留学生除く)

こうこうせいとう・しんしゅうがくしえんせいど

高校生等・新修学支援制度

- 令和8年4月以降に入学する生徒のうち、世帯年収約910万円未満の世帯に属する生徒を対象に、授業料を無償化とします。
- 申請書(紙)に加え、生徒の親権者(保護者)のマイナンバーカードの写し又は課税証明書等の提出が必要です。

在校生

(留学生含む)

こうとうがっこうとう しゅうがくしえんきん・きゅうせいど (けいかそち)

高等学校等就学支援金・旧制度(経過措置)

- 令和8年3月31日以前から高等学校に在学する生徒のうち、世帯年収約910万円未満の世帯に属する生徒を対象に、授業料を無償化とします。
- 申請書(紙)に加え、生徒の親権者(保護者)のマイナンバーカードの写し又は課税証明書等の提出が必要です。

- 高校生等・新修学支援及び高等学校等就学支援金・旧制度の申請は、紙の申請書により行っていただけます。
- まずは、高等学校等就学支援金・新制度の申請をしていただけます。審査の結果、対象外となった場合には、不認定通知書と併せて、高校生等・新修学支援又は高等学校等就学支援金・旧制度のうち該当するどちらかの制度の紙の申請書を配付いたします。

参考

おおさかふこっこうりつ こうとうがっこうとうしょうがくのためのきゅうふきん

大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について

- 大阪府内に在住する低所得世帯～中所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。
- 制度の詳細や申請手続きにつきましては、7月頃に学校より案内いたしますのでお待ちください。



©2014 大阪府もずやん



お問い合わせ

○ 大阪府教育庁 施設財務課 就学支援金担当

【大阪府HP】 <https://www.pref.osaka.lg.jp/o180140/kyoishisetsu/furitukoukou/index.html>

【電話で相談する】 府民お問い合わせセンター ピピっとライン：06-6910-8001